

## 電力・ガス取引監視等委員会 第19回 制度設計専門会合 議事概要

1. 日 時：平成29年6月27日（火）9：30～11：30

2. 場 所：経済産業省本館地下2階講堂

3. 出席者：

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、新川委員、辰巳委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー等）

中野SBパワー株式会社取締役COO、谷口株式会社エネット取締役営業本部長兼低圧事業部長、野田関西電力株式会社執行役員電力流通事業本部副事業本部長、池辺九州電力株式会社執行役員コーポレート戦略部門副部門長、小山中部電力株式会社執行役員販売カンパニーお客様営業部長、藤井公正取引委員会調整課長、澤井消費者庁消費者調査課長、小川資源エネルギー庁電力市場整備室長

4. 主な意見

### （1）調整力の運用状況（4月実績）及び今年度の公募に向けた改善の検討状況について

・今回の一般送配電事業者からの報告については、調整力の公募への参加者を増やしていくという観点から、関係する事業者の意見も聞いたうえで次回提示したい。

・各一般送配電事業者が指令をした電源Ⅰ及び電源ⅡのkWh価格の表に、揚水発電については集計に含まれないとの注意書きがあるが、揚水発電を含むとどのようなコストとなるのか知りたい。

・揚水について、上げ・下げ同時ということではないが、上げ・下げの両方を一般送配電事業者が指令している場合、便宜的に価格を0円としているケースが多く、これを含めると加重平均価格等の数字がわからなくなってしまうため、このような揚水価格の評価を整理しなければならないと考えている。

・今回の電気事業連合会の報告は電源に多様な区分を新設し、かなり作り込んだ内容になっているが、さらに内容を充実させるため発電事業者へのアンケートを実施して欲しい。

・価格情報については、かなりの差があり、運用で改善の余地があるということはわかるが、これだけではDRの採算性の判断や、この場の議論のための情報としても足りない。経営情報だということは理解しているが、そういう制約に触れずに何か開示できないかを考えて欲しい。

・揚水の評価について、可変費用分のコストをどのようにカウントしたら良いかというの

はとても難しい。託送コストにも関係してくる点であり、事業者の意見も踏まえてよく考えて欲しい。

- ・一般送配電事業者からの報告は前向きな内容。必要な審議が迅速に行われ、スケジュールが遅れないようにというのは事業者の立場としてわかるが、自分達も各審議会に委員、オブザーバーとして出席している当事者であることも忘れないで頂きたい。迅速な議論が必要な点があれば、当事者としてその場でしっかりとご発言頂きたい。

- ・広域運用については、需給調整市場の導入前に実現するという事は良いこと。ただ、運用の中で、卸市場取引に影響を与えないように留意して欲しい。一般送配電事業者間で事前の調整とあるが、かなり早いタイミングで行われるなら、市場取引で調整されるべき。

- ・需要家リストの提出について、提出後に差し替え可能であるということを確認させて欲しい。

- ・DRを育てるという観点では小売電気事業者との競争という観点も重要。他の審議会で議論されているネガワット調整金については、よくわからない数字を足して2で割ったようなものではなく、理屈が通ったものにして欲しい。また、小売電気事業者のDR参入も可能なルールとして頂きたい。

- ・簡易のオンライン指令システムについては、セキュリティの問題から一定の上限を設けるような場合、条件によってはオフラインも認めるべき。

- ・価格情報についてはエリア及び量の情報がないと議論がし難く、事業者にとっての有用性も低い。

競争上の不利益という観点もわかるが、踏み込んだ情報開示として何が出来るかを考えて欲しい。

- ・一般送配電事業者からの報告は前向きな内容、将来的には最低容量の引き下げ、調整力の広域運用なども進める方向で検討して頂きたい。

- ・価格情報については、調整力の価格にこれだけ差があると広域化を進めるべきと思えるが、もう少し地理的な部分も見えるように検討して頂きたい。

- ・資料3-1については、これをベースに関係事業者の意見も聞いて検討を進めて頂きたい。DRの需要家リストについては、一般送配電事業者、DR事業者それぞれの言い分に理がある。他方で現在の状況なら差し替えは良い等、よくDR事業者の意見を聞いて考えて頂きたい。

- ・資料3-1の標準化は大変よいこと。需要家リストについても理解できる。他方、DRの規模がどの程度か、仮に不足が生じた場合のペナルティーを科しているのか、どの程度深刻な問題なのか等を評価しつつ、DRがある程度定常的な状態になるまでの間運用していくのか考えて欲しい。

- ・調整力の広域運用に関しては、連系線の利用ルールの整合性、送配電事業者間の運用ル

ールの統一、システム整備など課題があり、これらについて広域機関がイニシアティブをとり検討して頂きたい。

- ・価格情報の公表内容については、応札した事業者の不利益とのバランスを考えつつ、事業者と議論を進めまとめた上で提案していきたい。

- ・調整力公募の見直しについては、DR事業者などにアンケートを行い報告したい。また、揚水の価格については、関係事業者の事情もよく聞いたうえで報告したい。

- ・Ⅱ'については、GC後の限られた時間の中で指令をするためオンラインとしたいということを理解して欲しい。

- ・広域運用については、GC後の活用であり基本的には市場に影響を与えないと思うが、実際にそうなるよう気を付けて運用する。今回の取り組みは、これが終着点ではないと考えている。

- ・需要家リストの差し替えについては、適切な別の需要家を確保して差し替える場合は認めている。

- ・簡易オンラインについては、セキュリティ面の問題から上限を設ける可能性がある。

- ・連系線の利用ルールという点について、今回の広域運用の内容はGC後の空きを活用するものであるため広域機関と連携を取りながら、将来のハードルにならないよう対応していきたい。

## (2) 自主的取組・競争状態のモニタリング報告

- ・資料4の28スライドにおいて、電源開発が保有する電源（以下、「電発電源」という。）の切り出し状況が、送電端と発電端で異なるためそろえた方がよい。

- ・なぜ常時BU以外の相対取引が活発に行われないのか精査していく必要がある。旧一般電気事業者が相対取引をどのように認識しているのかについても、確認が必要。

- ・電発電源3万kWを切り出す旨表明している事業者がいるが、長時間をかけてこの量のみであるとなると、自主的取組の限界を示している。

- ・相対取引が活発に行われていないとあるが、そもそも新電力にニーズがないのかまたは旧一般電気事業者が拒否しているのかという点について新規参入者にヒアリングを実施してほしい。

- ・部分供給が足元で減少しているとある。不当廉売の有無については、個別の事例について詳細な検討が必要であり、これは部分供給についても同様。

- ・部分供給の件数は去年の9月末以降下がっているが、新電力のベース供給力が不足している状況の中で、なぜこのようなことが起きているのか検証してほしい。

・相対取引の実態については、連系線がつながっていないエリアで常時BU以外の相対を申し込んだところ、交渉のテーブルにすらついてもらえなかったことが過去にあった。こういった経験から、旧一般電気事業者に申込みを行っても無駄という思い込みがあった。他方、最近では一部の旧一般電気事業者に申込みをしたところ、交渉ができるようになった。

・モニタリング報告については、全体感が把握できて大変参考になる。  
・相対取引については、新電力側にニーズは間違いなくあるため、深掘して調査してほしい。

・電源切出しについて、地方公共団体の切り出しは、旧一電が申し入れを行っているにもかかわらず進展していないということだが、もう少し状況を詳しく教えていただきたい。切替えを行った自治体がどのように切り出しを捉えているのか、またどのような課題があるのか、どのような効果があるのか等の実態を教えてほしい。

・スポット市場の買い入札の9割が新電力、1割が旧一般電気事業者であるとの資料があるが、事業規模からいえば、本来はこの数字が逆となるはず。

・相対取引については、申込みの状況、意志決定プロセスなども確認したい。また、部分供給については個別の案件を確認し、その妥当性を検討していく必要があると考えている。  
・地方公共団体電源の切出しについては、資源エネルギー庁がガイドラインを示している。必ずしも、これが浸透していない可能性もあるので、実態等を把握していく必要があると考えている。

・電発電源切出しの単位については、これまでの経緯もあり規模感を示すものであるが、何ができるのか考えたい。

### (3) 卸電力取引の活性化の進め方について

・グロスビディング（以下、「GB」という。）を開始している事業者がいるとのことだが、GBを行うことによって、卸電力取引の活性化にどのように貢献しているのか、価格への影響はどうか、社内の取引が透明化されたのかといった点を検証すべき。また、各社は、アンケートで「その他の課題」について「特になし」と回答しているが、実際に始めてみてどのような問題あったのかなかったのか、社内的にどのような影響・効果があったかも含めて確認していくことが重要。

・GBについては、概ね昨年各事業者が表明した通りに始めたことは高く評価したい。

・GBはやることが目的ではなく、旧一般電気事業者が市場を活用していくマインドを醸

成する手段であると捉えている。他方、貫徹委員会等の議論の中で、他の施策の検討もされているところ、他の施策を含めた全体を見た上で、GBをどのように位置づけるのか検討していくべきである。

- ・現状のGBは、トレーディング部門が売り・買い両方を行っているため、その効果はあまり期待できないのではないか。GBを評価するという立場の委員は、GBにはどのような効果が期待され、どのような項目について評価すべきか提案すべきではないか。

- ・GBについては、前向きな対応は期待出来るが、各社の回答で課題が空欄だった。ただ、今後運用の中でいろいろな課題が出てくると想定されるので、実際にどのような効果があるのかも含めてモニタリングしてほしい。

- ・買入札については、GBによって増えることを期待している。

- ・GBについては、今後、その検証方法等についても検討していきたい。

#### (4)「電力の小売営業に関する指針」等に係る第3回取組状況調査結果について(報告)

- ・報告案件につき、特に意見なし

以上